

## 第七号

### 徳島県男女共同参画推進条例の一部改正について

徳島県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

徳島県男女共同参画推進条例（平成十四年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「あつた者」の下に「並びに生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手及び当該関係にある相手であつた者」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成二十六年一月三日から施行する。

#### 提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部が改正されたことに鑑み、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手等に対する暴力的行為を、性別による権利侵害として禁止される行為に追加する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。